

○鳥羽志勢広域連合職員の再任用に関する規則

〔平成14年11月18日〕
規則第4号

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥羽志勢広域連合職員の再任用に関する条例（平成14年鳥羽志勢広域連合条例第3号）に規定する職員の再任用の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（再任用の原則）

第2条 再任用を行うに当たっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第13条に定める平等取扱の原則及び法第15条に定める任用の根拠基準の規定に違反してはならない。

2 定年退職者等が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったこと、又は法第56条に規定する事由を理由として、その者の再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

（発令の方法）

第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に発令の内容を明示した書面を交付しなければならない。ただし、第4条に該当する場合において、当該書面の交付によらないことを適当と認められるときは、当該書面に代わる文書の交付又はその他の方法をもってこれに代えることができる。

- (1) 再任用を行う場合
- (2) 再任用の任期を更新する場合
- (3) 再任用された職員が異動し、任期の定めない職員となった場合
- (4) 再任用の任期满了により職員が退職する場合

（報告）

第4条 任命権者は、毎年5月末日までに前年度における職員の再任用及び再任用の任期の更新の状況を連合長に報告しなければならない。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、職員の再任用の実施に関し必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。